

第 8 期 雲南市農業委員会第 1 7 回総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 1 1 月 2 1 日 (木) 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 7

2. 場 所 市役所 3 階 3 0 1 会議室

3. 出席委員 (1 5 名)

4. 欠席委員 (4 名)

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案の上程

- ・議第 1 1 2 号 雲南市土地開発公社理事の選出について
- ・議第 1 1 3 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第 1 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議第 1 1 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議第 1 1 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議第 1 1 7 号 農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について
- ・議第 1 1 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1 名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	時間が参りましたので、皆様ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。 これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。
議長	ただ今の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第17回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により14番委員、16番委員を指名いたします。
議長 事務局	日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ①農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ②公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ③災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について ④農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の開催報告 ・会議等の開催予定
議長	説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。 （無しの声あり）
議長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、議第112号雲南市土地開発公社理事の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議第112号雲南市土地開発公社理事の選出について説明します。議案書7ページをご覧ください。併せて、お手元に配布しております、別紙1の第8期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。 現在、雲南市土地開発公社理事には、加藤会長にお出かけいただいております。任期は令和6年12月9日までとなっております。今後の任期につきましては、令和6年12月10日から令和8年12月9日までの2年間として依頼がありました。ですが、令和8年7月に農業委員の改選がありますので、今期の任期は、農業委員の任期に合わせて、令和8年7月19日までといたします。なお、開発公社事務局から依頼があった残期間の5ヶ月間については、第9期農業委員会の決定時に改めて議題として提案することになります。 以上、説明といたします。
議長	ここで、先般の運営委員会でこの案件に関しましてご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
1 番 議長 1 番 議長 議長 議長 議長 事務局	はい。 はい、どうぞ。 1 番です。議第 1 1 2 号は、人事案件でございます。先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも農業委員の任期期間中は特別な理由がない限り、引き続きお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から現在の委員の加藤会長の名前が読み上げられましたが、引き続き土地開発公社理事には、加藤会長にお務めいただきたいということで協議いたしましたので、よろしくお願いします。 ただ今、事務局並びに運営委員長から説明、提案がありました但質疑はございませんか。 (無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。 これは人事案件でございますので討論を省略いたします。 お諮りいたします。議第 1 1 2 号雲南市土地開発公社理事の選出については、提案のとおり現在の委員である 加藤一郎会長 を留任とし、選出することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第 1 1 2 号雲南市土地開発公社理事の選出については、提案のとおり留任とし、選出することに決定をいたしました。 次に、議第 1 1 3 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書 8 ページ、議第 1 1 3 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について説明します。議案書 9 ページをご覧ください。図面資料については最初のページから掲載しています。今月は 3 件出ております。 申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆、地目は議案書のとおりで面積は 3 3 0 m²です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりで。非農地の事由は、申請地は日当たりが悪く、急傾斜地であるため、長年にわたって耕作を行っておらず、竹が繁茂し山林化してしまった。ということです。令和 6 年 1 1 月 5 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりで。 申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 1 筆、地目は議案書のとおりで面積は 1 3 5 m²です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりで。非農地の事由は、申請地は日当たりが悪く長年耕作していなかったため、原野化してしまった。また、令和 3 年の豪雨で水路及び耕作道が被災し、継続して耕作することが困難となったため。ということです。令和 6 年 1 1 月 5 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりで。 申請番号 3 番、〇〇町〇〇の 1 筆、地目は議案書のとおりで面積は 2 2 7 m²です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりで。非農地の事由は、申請番号 2 と同様です。令和 6 年 1 1 月 5 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりで。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、継続して営農が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。 以上、説明といたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)
議長	無いようですので、議第 1 1 3 号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、討論を終わります。 お諮りいたします。議第 1 1 3 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第 1 1 3 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に議第 1 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 0 ページ、議第 1 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 1 件の申請が出ております。議案書 1 1 ページをご覧ください。図面資料は 1 1 ページからです。 申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 1 0 2 m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅の裏にある農地で現在も譲受人が耕作しています。権利取得後もこのまま野菜を栽培するとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 3 6 5 m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、自宅から離れており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。譲受人は住所が市外となっていますが、申請地に隣接している家屋を数年前に譲渡人から購入しており、休日を中心にその家で過ごしておられます。今後もその家で過ごす時間が増えるため申請地を取得して野菜栽培を行いたいとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号 3 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 1 3 9 m²です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、譲受人の要望により譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅に隣接する農地で長い間譲受人が耕作していました。この度、正式に所有権を取得し今後も変わらず耕作していくということです。確認委員は議案書のとおりです。 申請番号 4 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請

発信者	議 事 録 要 旨
	面積は77㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の畑と一体化しているため、所有権を取得後は自身の農地と合筆を行い、引き続き耕作を行うということです。譲受人は経営移譲年金を受給しているため本人は農作業を行いませんが、息子さんや家族の方が野菜作りをされます。合筆の登記が終わり次第、3条申請または利用権設定で息子さんへ貸し付ける予定となっています。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は288㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請人らは親戚関係で、譲渡人が市外在住であることから、近くに住む譲受人が隣接する家屋やその他の土地も含めてもらい受け、管理を行うということです。申請地は一部で野菜作りを行い、それ以外の部分は草刈り管理を行うとのことです。確認委員は議案書のとおりです。 申請番号6番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は832㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け耕作、管理を行う。ということです。譲受人は現在県外在住ですが、申請地に隣接する弟所有の家屋に移住されます。農地取得後は、家屋の裏の農地は草刈り管理、その他の農地では野菜作りを行うということです。確認委員は議案書のとおりです。 申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,865㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、家族での耕作が困難になったため譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け農業経営を行う。ということです。申請地は既に譲受人が耕作しており、所有権取得後も変わらず耕作していくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は992㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け農業経営を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅に隣接する農地で、すでに譲受人が耕作しています。所有権取得後も変わらず耕作していくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号9番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は85㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅に隣接する農地で、現在も譲受人が耕作をしています。権利取得後も変わらず耕作するということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号10番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は145㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

発信者	議 事 録 要 旨
	譲り渡しの申請事由は、高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。譲受人は市外在住ですが、申請地は譲受人の実家に隣接する農地で、現在も譲受人の母が耕作をしています。権利取得後も母親が変わらず耕作するということです、譲受人自身も定期的に帰省をして農作業を行うとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 申請番号 1 1 番、〇〇町〇〇の 4 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 8 4 6 . 6 3 m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。隣接する空き家とともに申請地を譲り受けて野菜作りをされます。家の裏の畑には果樹が植えてあり、果樹の管理と草刈り管理をされるとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。 以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上、説明といたします。 議長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし) 議長 無いようですので、議第 1 1 4 号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり) 議長 無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) 議長 無いようですので、討論を終わります。 お諮りいたします。議第 1 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり) 議長 異議なしと認めます。よって、議第 1 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 議長 次に、議第 1 1 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 事務局 議案書 1 5 ページ、議第 1 1 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。今月は 2 件の申請が出ております。議案書 1 6 ページをご覧ください。図面資料については 3 4 ページからです。 申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は 8 . 1 9 m²です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由ですが、庭及び進入路として使用したい。とのことです。始末書が提出されており、昭和 5 0 年頃から庭や進入路として利用していた。その後、今日まで手続きをせずに使用してきたとのことです。農用地区域外で

発信者	議 事 録 要 旨
議長 3 番 議長 3 番 議長 議長 議長 議長 議長 議長 事務局	確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。なお、この案件は農地法第5条と関連しておりますので、補足しておきます。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は111㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由ですが、庭木を植栽し、庭として利用したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 以上、説明いたします。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 はい。 はい、どうぞ。 3番です。申請番号1番について、聞き取りをしておりますので報告します。図面資料は35ページから37ページです。図面資料の36ページの〇〇町〇〇 △△-△が昭和50年頃に自宅前の一部を庭に造り変えたということです。今回、農地法第5条申請にも出てきますが、〇〇町〇〇 △△-□を隣の譲受人の方に駐車場として売られ、そこに入るための進入路が〇〇町〇〇 △△-△になりますが、これが農地のままであったということで、先ほど始末書も読まれたので省略します。以上、審議をお願いします。 他にありませんか。 (補足説明なし) 無いようですので、議第115号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) 無いようですので、討論を終わります。 お諮りいたします。議第115号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第115号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、議第116号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書17ページ、議第116号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は8件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面資料については41ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は181㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由で

発信者	議 事 録 要 旨
	すが、申請地を譲り受け、自治会用の防火水槽を設置し、周辺を管理地として使用したい。とのことです。始末書が提出されており、平成15年に、自治会で防火水槽を設置し、所有者との使用貸借によりこれまで使用してきました。この度、所有権を移転することとなり、農地法の手続きが必要だということが判明したため申請したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は337㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、葬祭業を営んでおり、申請地を譲り受け、来客用駐車場としたい。とのことです。こちらの案件ですが、前回の総会時の許可案件の隣接地となり、申請者は、家族葬から一般葬への事業拡大のため、近隣葬儀場の駐車台数の規模と同様の駐車場が必要とのことです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は998㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、譲渡人は、申請地を耕作できなくなったため。譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大したいため、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したい。とのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。こちらの案件ですが、太陽光発電施設であり、周辺の自治会及び隣接農地の耕作者への同意状況や代替場所の検討状況も確認しています。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1,576㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、経営する建設会社の資材置場として利用したい。とのことです。始末書が提出されており、令和3年から事業計画者が申請地を貸借し、資材置場として利用してきた。その時点で手続きが必要だったが、手続きを怠っていたとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は31㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、自宅の駐車場がないため、申請地を譲り受け駐車場を整備したい。とのことです。これは先ほど農地法第4条で説明した案件の隣接地になります。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。 申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は218㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、駐車場及び進入路を整備したい。とのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同

発信者	議 事 録 要 旨
	じです。 申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は13㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、自宅を増築したい。とのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は103㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、物置を設置したい。とのこと。顛末書が提出されており、昭和60年に自宅を増築した際の仮住まいとして建築しました。現在は物置として利用している。本来ですと建築時に申請が必要でしたが、手続きを怠っていたとのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。 なお、申請番号8番については、農振除外の事前了承案件ですので、本日許可相当と決定いただいた場合、農振除外の決定後に会長専決により許可となります。 以上、説明いたします。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 はい。 はい、どうぞ。 4番です。申請番号1番についてです。これは〇〇地区になりますが、担当の委員が欠席ですので代わりに説明します。 聞き取り調査ですが、11月19日に行われています。始末書と併せて内容を説明させていただきます。平成14年に隣の自治会内で火災が発生し、その時、水利が不足し消防が〇〇川まで給水に向かわれたそうです。自治会ではこの事をきっかけとして、防火水槽の設置が必要と判断され、当時の〇〇町から補助金を得て平成15年9月頃に転用申請地へ設置されました。この度、当時の地権者が亡くなったことにより、相続登記を進められた際に防火水槽が設置してある土地が民地であることが判明し、自治会の移転登記の相談があったため、準備を進めたところ農地転用の許可を得ていないことが判明しました。自治会では当時どのような協議がなされていたのか記録が残っていないため、手続きについては不明だそうです。しかし、結果として農地法の許可を得ていないことが移転登記を進められない理由でもあることから、反省されていらっしゃると思います。今後、自治会としては農地法を遵守しこのような事態とならないようにしたいとのことですので、よろしく審議をお願いしますということです。
議長 4番 議長 4番	他にありませんか。 はい。 はい、どうぞ。 16番です。申請番号8番の案件について説明させていただきます。これについては、譲受人から聞き取り調査を行い、図面資料64ページにあります、建物の所有者からも聞き取りをし、転用をしていなかったことについての説明を受けました。これについては図面資料64ページにあります母屋の新築をする際に物置を仮住まいとして建てて、新築後の昭和60年当時ですけれども、新築後もそのまま仮住まいを物置として使用していたよ

発信者	議 事 録 要 旨
議長（18番）	うです。建てられた方はもう10年程前に亡くなられましたお父さんだそうですけれども、今回、所有権を移転することに併せて無断転用状態であることがわかりましたので、必要な手続きを得ずに転用をしていましたことについて、お詫び申し上げますということで説明を受けております。文書も出ております。以上、ご審議よろしくお願ひします。 それでは、申請番号4番の案件については、18番から説明します。申請書と一緒に必要な手続き前に転用をしていたことについて、土地の所有者あるいは譲渡を受ける人から書類が出ておりますので、それを読ませていただいた方が分かりやすいと思います。申請地は土地所有者のお父さんが水稻を作っておられましたけれども、高齢となったことから平成12年頃から困難となって、自己保全管理をしていた。その申請地を有効利用するために平成28年頃に埋め立て、畑として利用することになった。農業の知識、経験不足もあり成果が上げられず、結果として再び自己保全地として管理することになったということです。令和3年に入り、譲受人から事業拡大に伴い、資材置場を探していたところ、申請地が事業に適した土地であったため、申請地を借り受け、資材置き場として利用することになりました。この度、申請地を売買することになり行政書士に依頼したところ、申請地は田であり、農地を非農地として利用するには、各種の許認可が必要であることがわかりました。無断転用につきまして、一重に農地関係の法律の知識不足が原因であれ、猛省するところであり、正式に申請を行わせていただきたく存じますということでございます。図面資料の51ページのとおり、周りに民家等もそんなに無い場所であり、申請地の下側には太陽光発電のパネルが置かれているような所で、そこへ資材等を置かれても特に騒音とか景観を害することにならないような土地であって、資材置場としては最適な場所であるということがひとつの理由で、いい場所として選定できたということが譲受人の方からは話をされています。令和3年から借りて申請地を使用していたけれども、今回、売買することになって、申請をすることが必要になった経過であるということです。よろしくお願ひいたします。
議長	その他にありませんか。
	（補足説明なし）
議長	無いようですので、議第116号についての説明を終わります。
	次に、質疑はございませんか。
	（無しの声あり）
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	（無しの声あり）
議長	無いようですので、討論を終わります。
	お諮りいたします。議第116号農地法第5条の規定による許可申請についての案件のうち、事前了承分を除く、申請番号1番から7番までを申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	（異議無しの声あり）
議長	異議なしと認めます。よって、議第116号農地法第5条の規定による許可申請についての案件のうち、事前了承分を除く、申請番号1番から7番までは申請のとおり許可することに決定をいたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	次に、本案件のうち事前了承分であります申請番号８番について、申請のとおり許可相当であることを確認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第１１６号農地法第５条の規定による許可申請についての案件のうち、事前了承分である申請番号８番は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、手続き完了通知があった日をもって、会長専決により許可の決定をいたします。
議長	次に、議第１１７号農地法第５条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書２１ページ、議第１１７号農地転用の事業計画変更承認申請について説明します。今月は１件の申請が出ております。議案書２２ページをご覧ください。図面資料については６７ページからです。 申請番号１番ですが、昭和４７年１０月１８日付けで、住宅及び店舗への転用目的で転用許可が出されています。今回の申請は、許可済みの転用目的を変更するもので、住宅及び店舗から貸駐車場へと内容を変更されます。併せて、顛末書が提出されており、申請地の隣接事業者からの駐車場利用としての要望もあり、昭和５０年以降は貸駐車場として今日まで利用している。本来、計画変更した時点で手続きすべきでしたとのこと。なお、当時の事業計画者は既に亡くなっており、相続された事業継承者として申請されています。確認委員は議案書のとおりです。
議長	以上、説明といたします。
議長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば説明をお願いします。
１３番	はい。
議長	はい、どうぞ。
１３番	１３番です。申請番号１番について、聞き取りと顛末書が出ておりますので内容についてご報告します。該当の地は説明のとおり、昭和４７年に亡くなられた転用事業者が取得をされて、この際に住宅及び店舗ということで農地法第５条申請をされています。しかし、その後地目変更をその時にされずに現在まで続いています。所有者が亡くなられておりますので時期が定かではありませんが、駐車場として利用されて現在に至っております。場所は図面資料６８ページを見ていただきますと、道路沿いの真向かいには自動車販売店があり、近くには競馬の場外馬券売り場がある場所になります。駐車場になっておりますけれども、事業継承者の方は今後も継続的に駐車場として利用したいという意向があり、今回の申請となったものです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	他にありませんか。
	(補足説明なし)
議長	無いようですので、議第１１７号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) 討論を終わります。 お諮りいたします。議第 1 1 7 号農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第 1 1 7 号農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、議第 1 1 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 2 3 ページ、議第 1 1 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。議案書 2 4 ページをご覧ください。今回は設定件数 2 5 件となっています。内訳は〇〇町 2 件、〇〇町 6 件、〇〇町 1 件、〇〇町 1 6 件です。また、借り受け個数は 7 戸となっております。なお、議案書 2 9 ページからは、一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。
議長	以上、説明といたします。 ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますが、該当委員が本日は欠席でありますので、通常通りの協議をお願いします。なお、利用権貸借、一括方式と分かれておりますけれども、合わせてご協議いただきたいと思います。 あの時計で、1 4 時 3 5 分まで暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。 ．．．．． (休憩) ．．．．．
議長	会議を再開します。 先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を発表していただきます。初めに〇〇町からお願いします。
1 番	はい。
議長	はい、どうぞ。
1 番	1 番です。〇〇町の案件、申請番号 1 番と 2 番の 2 件です。いずれも新規になっていすけれども、設定を受けられる方はどちらも実績のある方ですので、問題はないと考えますのでよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
1 3 番	はい。
議長	はい、どうぞ。
1 3 番	1 3 番です。申請番号 3 番から 8 番になります。新規が 1 件ありますけれども、こちら受け手の方は実績のある方ですので問題ないと判断いたしました。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
17番 議長	はい。 はい、どうぞ。
17番	17番です。申請番号11番の案件ですけれども、再設定であり問題ないと思います。 ご審議をお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
16番 議長	はい。 はい、どうぞ。
16番	16番です。利用権貸借の申請番号9番と10番、一括方式の1番から13番までです。 受け手の方が同一人でありますので説明させていただきます。全件これは再設定です。 設定者も非常に真面目な方ですので問題ないと考えております。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。 ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、討論を終わります。 お諮りいたします。議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませ んか。 (異議無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利 用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定を いたしました。
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。

(14:37 終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____